

平成 29 年度 第 2 回板橋区障がい福祉計画等策定委員会 会議録

日 時	平成 29 年 9 月 25 日 (月) 午後 1 時 30 分から
場 所	教育支援センター
出 席 者	会 長 中島 隆信 委 員 水野 重樹 藤井 亜希子 谷田 千穂 生方 一恵 山本 英利 (欠席) 鈴木 正子 糸賀 久夫 (欠席) 小島 繁子 内田 英雄 清家 政江 永島 弘子 佐藤 るり子 土岐 祥子 家平 悟
事 務 局	障がい者福祉課

- 1 開 会
- 2 障がい福祉計画等の策定について
 - (1) 障がい福祉計画等の中間のまとめ 資料 1
- 3 その他

<議事>

1 開会

事務局：定刻になりましたので、第2回板橋区障がい福祉計画等策定委員会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。私は板橋区障がい者福祉計画等策定委員会事務局を担当いたします、障がい者福祉課長の星野と申します。よろしくお願いいいたします。

本日は山本委員と糸賀委員の欠席のご連絡をいただいています。ここからの進行は中島委員長にお願いいいたします。

委員長：板橋区障がい福祉計画等策定委員会第2回を開始します。本日は中間案になります。今日の議事の進め方について、事務局から説明お願いいいたします。

事務局：第1回策定委員会でご説明させていただいた部分は省略し、今回初めてお示しする部分について説明いたします。また第2章までをご説明し、その後、第3章以降のご説明をいたします。

2 障がい福祉計画等の策定について

(1) 障がい福祉計画中間案のまとめ

委員長：ご説明いただいた通り、今回新しく記載されて部分について、まず第2章からお願いいいたします。

事務局：(資料説明)

委員長：ありがとうございました。ここままで質問、ご意見のある方いらっしゃいますか。

委員：10 ページの、学齢期の通級が特別支援教室になった理由についてです。こちらに保護者の送り迎えが必要なくなったと書かれていますが、そもそも通級の人数枠と各学校での特別支援教室の人数枠が違うことは理由にございせんか。学校が違っていると、通級に通わせたくても枠が限られているため、空き待ちになっていると伺っていました。学校が同じになったことで、人数枠が増えて通いやすくなったのでしょうか。確認していただきたいです。

事務局：全体を通じて、通いやすくなったことに加え、場所が広がり、ご指摘いただいた点も考えられますので、教育委員会に確認いたします。

委員：障がいのある人、ない人も、学校に通うということが大事だと思います。移動によって通いやすくなったのではなく、場が確保されたことが重要だと思います。

事務局：おっしゃる通りで、教育を受ける機会を保障することが重要な要素です。権利の保障の視点も含めて表現を深めていきたいと思ひます。

委員：前回の委員会でもお話しましたが、今の特別支援学級やサービスの制度、全般についてです。都立国立特別支援学校の在籍児も、在籍中は板橋区民であり、連携を持たせて表に出していただきたいです。特別支援学校を選ぶ様々な理由があります。選んだ子に関する情報や、特別支援学校のノウハウを普通校に伝える等、区として地域と連携を図っていただきたいです。連携について言葉が出てくるだけで、具体的なものが記載されていせんので、その方策を見つけ出したいと思ひます。

事務局：ご指摘の点は非常に大事なことです。当事者の視点からどのような選択がなされているか、そのサポートがどうなっているかということですね。計画をつくるにあたって、検討します。

委員：特別支援学校は全国的にもマンモス化が進んでいます。普通教育では教育が保障されず、年齢があがるにつれ特別支援学校等を選択します。普通教育の中で配慮できないことやノウハウがないことが、マンモス化につながっていると考えます。一方、特別支援学校は教室が不足しており、設置基準がないこと等が問題になっています。板橋区は教室が足りているのかといった現状を把握していく必要があると思います。

事務局：その点についてはあまり把握できていません。

委員：志村学園は新しいタイプの学校です。他にも区内には特別支援学校が何校かあります。学校生活支援シートに東京都が取り組み、各区が連携して進めています。支援学級の子どもにも必要であり、板橋区も進んでいるとは思いますが、より区と学校の双方で情報共有を図りたいと思います。重要と考えていますので、よろしくお願いいたします。

事務局：これは特別支援学校だけでなく、保育園等でもそうです。アンケートにもありましたが、障がいのある方と接点がないというのは、分かれていくことが大きな理由にあると考えられます。できる限り地域の学校に通い、ノウハウを共有することが大事かと思えます。

委員：直接的な部分でいえば、平成18年度から制度として始まりました復籍制度がござります。特別支援学校のコーディネーターの先生が関わることができるので、直接的にノウハウを伝えたり出張授業を行ったりして、今ある制度を活かすことを考慮されてはいかがでしょうか。

委員：普通学級の中に支援が必要な子どもがいるといった調査がありますが、それは母数に対してどれくらいのことなのか、通常学級で支援があるからなのか、実際には支援がなかったり教員の理解が得られなかったりしているのではないのか、普通学級で満足しているのかどうかなど、もっと掘り下げた表現や分析をしてもいいのではないのでしょうか。

事務局：ご指摘の件はごもっともですが、この資料についてはアンケートを元にしたものなので簡素なものになっています。発達障がいの方や精神障がいの一部の方には、アンケートに積極的に答えることが難しい方がいます。今の点も含めて客観的にデータにしていきます。人数は、小中学校の児童が約3万人ですので、割合はかなり低いです。

委員：特別支援教室自体は小学校に全校配置されますが、中学がまだなされていません。減少しているというより足りない状況だと思えます。特別支援教室自体は、古い制度のまま進んでいないので疑問に思っています。

事務局：中学校も徐々に設置していくとのことですが。

委員：相談支援の希望が一番多いですが、精神の人が特に多いのはその通りだと思います。大人になってからも相談機関において、どこに相談が多いのかというと、作業所等になっています。一方で自宅にいる人や日中活動がある人にわたったクロス集計の必要があると考えます。

事務局：8月にアンケートを行い、十分な集計ができていません。今の点もふまえ、掘り下げいたします。また今後集計についてご提案がありましたら、事務局にお伝えください。

委員長：集計の方法についてご意見があれば事務局にお伝えしていただき、次に参ります。第3章以降の説明を、事務局からお願いいたします。

事務局：(資料説明)

委員長：ありがとうございました。事務局から説明がありました第3章以降について、ご質問がありましたらお願いします。お気づきになった細かい文言については別途お伝えください。本日は方向性や重点的に行いたいといった点についてお願いします。

委員：質問があります。医療ケアが必要な児童の対応の中で、地域自立支援協議会障がい児部会において、医療的ケア児に対応する専門会議を設置するとあります。そのメンバーの中に、より具体的な現状の声を拾い上げるために、PTAの方や先生方等に参加していただくよう、メンバー構成を考える必要があると思います。

事務局：医療関係者の方には当然入っていただきます。障がい児部会は検討範囲が広いので、その下部組織的に検討チームがつくれたら、より深く議論ができるのではないかと考えています。一例として、副会長にも入っていただき、医療関係者、支援にあたっている方、当事者の方も含めて議論したいと考えています。ライフステージによって問題もかわるので、テーマを絞って話を進めます。

委員：アンケート調査の中で、障がい福祉サービスの希望するものに相談支援があがっていました。考察として、計画相談の中での相談というより、一般的な相談がかなりの数ではないかと、仕事をしていて感じます。障がい者の方たちが相談支援を求めているのなら、板橋区として相談支援の場を増やさなければならないのではないのでしょうか。障がい児に関する記述の中で切れ目のない支援や見える化と書いてありますが、障がい者の中でも見える化を図るためにも、相談が強化される必要があると思います。

事務局：ご推察の通りであります。もう少し細分化した分析が必要ではないかと思えます。外に出られない精神状態の方は相談する相手もおらず、どこにしてよいのかわかりません。外に出られる方でも、身近な方には相談しづらいようです。情報を共有させていただきながら、身近な相談場所が区民にとって使いやすい場所か、周知ができてきているかも含めて検討します。

委員長：基本的な相談というのはどういった内容でしょうか。

委員：困りごとです。今このような状態にあるがどこに相談すればよいのか、働きたいがどうすればよいかといったことです。

委員長：受け手側の、人的なリソースが特定されませんか。

委員：そういった窓口があり、そこでご相談していただいた方の状態を整理し、適切な機関へのつなぎができるようにしています。

委員：47 ページに地域生活支援拠点という言葉が出てきました。板橋区もつくる旨が記載されていますが、3つの生活圏域で大きいものをつくるのではなく、近場においていただきたいです。相談したい方にとって身近な窓口になるよう、いろんな分野の相談ごとを受けて繋いでいく役目を担って欲しいです。また計画相談を立てる事業所の相談を受けたり、教育を行ったりする場所にもなっていただきたいです。

もう一つは、35 ページや46 ページに出てきますが、目標として掲げられている、親が安心できるように当事者が地域で暮らし続けられる仕組みではなく、当事者が主体であるので、当事者が安心して暮らせるという文言であるべきかと思えます。46 ページでも、介護力について述べられていると思いますが、親に介護力があり、足りない人だけ補うような発想はいかがかと思えます。

事務局：ご指摘の点はしっかりと踏まえて、改めたいと思います。

委員：視覚障がいの相談にはどういった内容がございましたか。

事務局：クロス集計があまり明らかでないため、障がい特性と困りごとの分析が深められておりません。今後掘り下げることによって見えてくる点です。

委員：親が安心するというのは、障がい者が自立できる存在になるかどうかではないでしょうか。障害者権利条約においてどう捉えているかということ、社会の障壁をなくそうとしています。28 ページの基本目標に、一人ひとりが自分らしく社会参画できる地域づくりとあります。そこにある、自らの責任と判断のもとにという文章は、自己責任の印象を与えるので消していただきたいです。共生型サービスができ、板橋区も活用していこうとなっています。共生型サービスは65歳となり介護保険の対象となったら、介護保険に移るので使いやすくしようということだと思います。介護保険の対象となった方が、自らの状態に合わせて移行できるよう文言が必要かと思います。新しく新設される自立生活援助に書かれている、包括的なケアの具体的な内容がわかりません。地域で暮らし続けたいという方には意味があるものですが、そのようになるのかは疑問です。期間も1年間と限定されていますが、何年にも渡って支援が必要になると思います。

事務局：共生型サービスについて、65歳でいきなり制度が変わるので様々な変化が当事者に降りかかります。介護保険にはないサービスが、障がい福祉独自にあります。その切り分けを、区としてしっかり行いたいと考えています。共生型は介護保険事業者に障がいについても理解していただき、重度の方にもサービスが行き渡るように活用できるのが望ましいのではないかと考えています。

通過型のグループホームでない方に対して家を奪ってしまうようなことはせず契約に基づき、また通過型の方を支援しようと考えています。

委員：通過型は板橋独自であるのでしょうか。

事務局：東京都下は、グループホームの新設は通過型としています。

委員：本当にそこで住みたいと考えている方が、そこで住み続けられるような支援が必要だと思います。

事務局：住み慣れた土地で住み続けるというのは大事なことだと思うので、それぞれグループホームなのか、一般の家が良いのかというのは、ご本人の意思や支援のサービスの質など実績につながってくると思うので、いろいろご意見を頂きながら整理をしていきたいと思っています。

委員：グループホームのことです。現行のグループホームの介護請求でなくても、区分2や区分3の方が暮らすには何とかあります。しかし、重度加算で東京都が加算を付けてくれますが、望む方が入れている状況ではありません。軽度の方はグループホームへという流れは確かにありますが、重度の方がグループホームを望むというデータが出ておらず、アンケートの「回答なし」「該当がありません」というような方になってしまいます。実際に、今の重度加算という言葉を見たときに、通過型しつかないのかとがっかりした経緯がございます。もっと望んだ生き方ができるという制度になってと、18 ページの基本目標で言ってくださった点が疑問です。重度・重症の障がいがあっても可能な限り地域で生活し続けられるように、入所もつくり、国の制度に区もなろうという状況の中で、「可能な限り地域で」ということに整合性がありません。可能な限りというのは誰の判断でしょうか。例えば予算的に間に合っただけで人や看護師を雇えるからか、医療があれば医療に任せるべきという思想でやるのか、地域で誰もがと言った時に本当に誰もがやるのか、まだまだ皆のベースになっていないと思います。すごくひっかかりました。最後の行で、地域共生社会

を住民と行政でつくっていくと言っていますが、住民が地域住民としての権利と義務で参画すべきだと思い、生命と人権に関しては保障されるものだと思います。板橋区における生命や人権に関わることでの民間参入は必要なことですが、人として認め、区に保障してほしいです。どこまでできるのか、現実問題としてありますが、理念としては持っていてもらいたいし、変えてほしいと思います。

事務局：ご意見はよくわかります。基本的人権について行政はすべからく守っていくというスタンスでいきたいと思います。「可能な限り」というのは医療の問題や、現実を踏まえてということになってしまうのですが、この文言のあり方についてはまた内部で議論させて頂ければと思います。

次に、民間参入を含めて担い手は多様であるべきと思っているので、昨今はすべてを行政がやっていくのではなくて、効率的にというスタンスはあります。だからといって翻ってお金が安いからよいことにはならないとここで話しておきたいと思います。また先ほどアンケートでも明らかになった通り、まだまだ障がいのある方についての理解は高くないと言わざるを得ないという状態ですので、区としても障がいのある方とない方が理解し合えることをやっていかなければいけないと思います。

委員：38 ページに民間参入と書いていますが、障がい児で言えば待機児がいるなかで、保育園の職員の方達をサポートするためにも給料をしっかりとつけて、障がい児のために働く方たちの人件費の確保についてもきちんとしていかなければなりません。現場の事業所の数を確保しても、人手不足や質の確保ということが言われているので、そのためにも良い人材やそうした人材を育てられるような仕組みを願っています。行政が29 ページのことについて、これまで分析や対応が不十分だったということアンケートなどで把握、分析していると思いますが、行政の動き方として部局の編成をどう変えていくか、連携をどうしていくかという点を、現実のものとして発言して欲しいと思います。

事務局：働く人の労働環境や賃金も含めて、介護保険等で大きな課題になっていると思います。教育して、QOLがよくなっていくような視点を、課が主体となって行う必要があります。

委員：46 ページの地域生活支援拠点についてです、具体性に欠けると感じました。また47 ページの終わりの3行がわかりづらいです。

事務局：まだ区としても方針を決めかねていることから、このような書き方になっています。基幹相談支援センターを中心にネットワークを形成することや、虐待の一時避難場所を考えていますので、各部会と話し合いながら決めていきます。

委員：地域生活支援拠点はつくることが指示されているだけで、その内容は示されていないのでしょうか。呼びかけながらつくってほしいです。

先ほどグループホームのことで言い忘れましたが、重度の方に対応したグループホームができています。

事務局：重度の方の居場所というのは、区でも必要と考えながら、グループホームひとつに頼っている現状です。維持費等が問題になっています。また、様々な方が議論すべきという点では、地域自立支援協議会が活発にご議論いただいております、各事業所も連絡会議をつくっていただいております。

委員長：先ほど第2章でご質問が出た、学校についてです。都立高校や区のつながりのような連携体制について、皆さんに具体的に書いていただきたいとご意見いただきました。いかがでしょうか。

委員：養護学校と言っていた時代に特別であった先生が退職され、その後教員の相談にあたっていたと伺いました。その方たちが入っていただき、システムが変わったはずで、都立から区につながってきていると聞いています。都教員が仲立ちとなり、区教員と福祉課につながっていることが重要だと思います。

委員：例えば、退職後の先生が、支援学級にうつられたこともあります。今もすでに交流連絡会等が行われています。それがまだ十分でないということがまだあるかもしれません。東京都の特別支援教育自体も、情報を共有したり協力したりすることは重点なことです。

委員：大学へ進学される方が増えています。普通学級で十分な支援が得られず、コーディネーターの質も揃っていない中、問題を先延ばしにして、大学進学で問題にぶつかります。小学校や中学校でもきちんとした支援があればよいのではないのでしょうか。今の体制が複雑化され、たらい回しになる印象もあります。まだまだ学校間の支援体制が整っていないことを実感しています。

事務局：連携については、特別支援教育の連絡会に参加して、状況の把握に努めています。障がい者施策としての発達支援のケアといったものは、テーマになります。いずれにしても発達障がいに対する理解は、まだまだ社会でも十分ではありません。事例を共有して、自分たちでは支援が難しい場合、よい支援者に結び付いていくような仕組みができてこればよいと考えています。

委員：こちらがアピールしても出てきてもらえず、地域につながらない現状があります。教員の方も思いがありますが、受け止められるほど保護者の方の精神も強くないことがあります。

委員：垣根を越えられる保護者の方も少ないと思います。

委員：サポート会議を区でつくっているところがほとんどとなっているので、板橋区でもぜひつくる動きだけでもしていただけるとありがたいです。

事務局：様々な問題がありますが、一緒に参加して、当事者の状態を他の人が理解していく取り組みは素晴らしいです。親の不安や葛藤もあり、子どもの可能性に期待していきたいという気持ちもあります。また、情報の共有では、個人情報の壁があります。記載する事項を標準化して進めたいと考えています。

委員長：色々のご意見をいただき、ありがとうございました。また後日思いついた点がありましたらお知らせください。

3 その他

委員長：その他について、事務局からお願いします。

事務局：次回の日程は、来年1月15日の午後を予定しております。また詳細が決まりましたらご連絡いたします。

委員長：ありがとうございました。